

草津市公報

発行日 令和3年6月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 11 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則	
草津市税規則の一部を改正する規則 (税務課)	2
◎ 告 示	
令和3年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱 (子ども・若者政策課)	5
住民票の職権消除について (市民課)	7
草津市地方税関係法令等に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する要綱の一部を改正する要綱 (納税課)	8
指定管理者の指定について (プール整備事業推進室)	8
草津市市民税の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱 (税務課)	9
草津市議会定例会の招集について (総務課)	9
介護保険法第82条第2項の規定に基づく事業廃止の届出について (介護保険課)	9
公示送達について (納税課)	10
◎ 公 告	
条件付一般競争入札の施行について (契約検査課)	11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	14
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	15
農業振興地域整備計画変更縦覧について (農林水産課)	16
条件付一般競争入札の施行について (契約検査課)	16
条件付一般競争入札の施行について (契約検査課)	19
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (開発調整課)	21
◎ 教育委員会告示	
草津市教育委員会定例会の招集について (教育総務課)	22
◎ 選挙管理委員会告示	
50分の1、6分の1および3分の1の数について	22
選挙人名簿抄本の閲覧状況について	22
草津市選挙管理委員会規程等の一部を改正する規程	23
◎ 農業委員会告示	
草津市農業委員会総会の招集について	27

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の取消について（上下水道総務課）	27
草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	28
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	28

規 則

草津市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第51号

草津市税規則の一部を改正する規則

草津市税規則（平成3年草津市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中「印」を削る。

別記様式第9号、別記様式第18号および別記様式第19号の4中「㊦」を削る。

別記様式第21号中「㊦」を削る。

別記様式第24号中「印」を削る。

別記様式第25号の2中「㊦」を削る。

別記様式第28号、別記様式第32号、別記様式第33号および別記様式第42号中「㊦」を削る。

別記様式第48号および別記様式第49号中「㊦」を削る。

別記様式第50号および別記様式第52号中「㊦」を削る。

別記様式第52号の2中「㊦」および「印」を削る。

別記様式第53号の2その1を次のように改める。

様式第53号の2その1（第29条第2号関係）

所 得 証 明 書

現住所

氏 名

生年月日

所得の区分	所得金額（円）	備 考	所得の区分	所得金額（円）	特別控除額（円）	備 考
(給与収入) 給与(所得金額(控除控除))	{ }		事業・雑			
営業等			短期譲渡			
農業			長期譲渡			
不動産			山林			
利子			退職			
配当			株式等譲渡等			
(公的年金等収入) 雑	{ }					
譲渡一時			合計所得金額			
			総所得金額等			

表記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

別記様式第53号の2その2を次のように改める。

様式第53号の2その2 (第29条第2号関係)

課 税 証 明 書

現住所

氏 名

生年月日

Table with columns for income type, amount, and tax adjustments. Includes rows for total income, business income, agriculture, real estate, interest, dividends, and losses.

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

*この証明書は、所得証明書を兼ねています。

別記様式第53号の9を次のように改める。

様式第53号の9 (第29条第9号関係)

非 課 税 証 明 書

現住所

氏 名

生年月日

Table with columns for income type, amount, and tax adjustments. Includes rows for total income, business income, agriculture, real estate, interest, dividends, and losses.

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

*この証明書は、所得証明書を兼ねています。

別記様式第54号の2中「④」を削り、「②寡婦(死別、離婚)③寡夫」を「②寡婦③ひとり親」に改める。

別記様式第55号を次のように改める。

様式第55号(第31条関係)

年度 市県民税税額変更(決定)通知書

あなたの納めていただく市県民税は下記の事由により変更しましたので通知します。なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができます。

決定または変更理由 宛名番号

年 月 日

滋賀県草津市長

所得及び所得控除 (円)

Table with columns for '区分' (Category) and '変更前の額 変更後の額' (Amount before/after change). Rows include '給与収入全額', '給与(調整控除)', '営業等', '農業', '肉用牛', '不産産', '利子・配当', '総合譲渡一時', '雑所得', '分離短期譲渡', '分離長期譲渡', '山林・その他', '雑損・医療費', '寄附金', '地震保険料', '生命保険料', '障害・寡・ひ・勤', '配偶者特別控除', '扶養控除', '基礎控除', '控除合計'.

課税標準額及び税額 (円)

Table with columns for '区分' (Category) and '変更前の額 変更後の額' (Amount before/after change). Rows include '課税所得', '短期譲渡', '長期譲渡', '山林・その他所得', '総所得', '市民税', '国民税', '分離短期譲渡所得', '市民税', '分離長期譲渡所得', '市民税', '山林所得', '市民税', '調整控除額', '市民税', '国民税', '配当控除額', '市民税', '国民税', '住宅借入金等特別控除額', '市民税', '寄附金控除額', '市民税', 'その他税額控除額', '市民税', '配当控除又は譲渡利の控除額', '市民税', '均等割額', '市民税', '年保額', '市民税', '配当譲渡利控除不足額', '市民税'.

扶養・本人区分等

Table for '扶養区分' (Support Category) and '本人区分等' (Person Category). Rows include '扶養区分' (変更前, 変更後) and '本人区分等' (変更前, 変更後) with sub-columns for '扶養' (Spouse, Child, etc.) and '扶養親族' (Spouse, Child, etc.).

特別徴収を行う公的年金

特別徴収義務者 特別徴収対象年次

下記に口座情報の記載がある方は口座振替納税です。(普通徴収分)

金 種 別 口座種別 口座番号 口座名義人 振替方法

事業所情報

指定番号 整理番号 受給者番号 事業所名称

給与特別徴収月割額 (円)

Table for '給与特別徴収月割額' with columns for '区分' (Month) and '変更前の額 変更後の額 差引増減額'.

普通徴収月割額 (円)

Table for '普通徴収月割額' with columns for '期別' (Period) and '変更前の額 変更後の額 差引増減額'.

公的年金特別徴収月割額 (円)

Table for '公的年金特別徴収月割額' with columns for '区分' (Month) and '変更前の額 変更後の額 差引増減額'.

翌年度の仮徴収税額 (円) 徴収月 4月 6月 8月 変更前 変更後

別記様式第57号、別記様式第61号、別記様式第63号および第63号の2中「㊟」を削る。

別記様式第64号の2から別記様式第64号の7まで、別記様式第66号の1から別記様式第66号の5までおよび別記様式第68号中「㊟」を削る。

別記様式第78号の2および別記様式第79号中「㊟」を削る。

別記様式第81号の2および別記様式第82号中「㊟」を削る。

別記様式第83号および別記様式第84号中「印」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の草津市税規則の様式による用紙は、当分の間、所要の改正を加えて、これを使用することができる。

(令和3年6月1日揭示済み)

告 示

草津市告示第194号

令和3年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年5月17日

草津市長 橋 川 渉

令和3年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、住居費および引越費用の一部について、予算の範囲内で令和3年度草津市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則

第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月10日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和3年1月1日から令和4年3月10日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で新たに住宅を購入し、または賃借する契約に関する費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料（生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象部分がある場合にあっては当該支援対象部分に相当する額を除く。）をいう。
- (3) 引越し費用 令和3年1月1日から令和4年3月10日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内の住宅に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている新婚世帯
- (2) 婚姻日において、年齢が夫婦ともに39歳以下である新婚世帯
- (3) 夫婦の所得（夫婦に係る令和2年分（令和3年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和元年分）の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）を合算した金額。以下同じ。）が

400万円未満（貸与型奨学金の返済がある場合にあっては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額、夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合にあっては離職した者について所得なしとして夫婦の所得を算出した金額が400万円未満）である世帯

(4) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない世帯

(5) 交付申請の時点において、夫婦いずれの者も、納期限が到来している草津市税および国民健康保険税を滞納していない世帯

2 前項に規定するもののうち、夫婦の双方または一方が、本市、他市区町村または都道府県におけるこの要綱と同様の趣旨による給付を受けている世帯は、同項の規定にかかわらず補助対象者としなす。
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越し費用を合算した金額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 婚姻日における年齢が、夫婦ともに29歳以下である新婚世帯 60万円

(2) 前号以外の新婚世帯 30万円

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本

(2) 住民票（申請に係る住宅の住所に居住している者に限る。）

(3) 令和3年度（令和2年分）所得・課税証明書（令和3年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和2年度（令和元年分）所得・課税証明書）

(4) 本人の口座が特定できるものの写し

(5) 物件の売買契約書および領収書その他の支払が確認できる書類（以下「領収書等」という。）の写し（住居費（物件の購入に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）

(6) 物件の賃貸借契約書および領収書等の写し（住居費（物件の賃貸借に係る費用に限る。）の補助

金の交付を申請する場合に限る。）

(7) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住居費（物件の賃貸借に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）

(8) 引越しに係る領収書等の写し（引越し費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）

(9) 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの（貸与型奨学金を返済していた場合に限る。）

(10) 離職票の写しまたは退職証明書（離職した場合に限る。）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第6条に規定する通知（以下「決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知により、規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

5 第1項の規定による交付申請は、令和4年3月10日までに行わなければならない。

(補助金の請求および交付)

第6条 申請者は、決定通知を受け取った場合は、速やかに規則第16条第1項の請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があった場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

2 この要綱は、令和3年1月1日以後に発生した住居費および引越し費用に適用する。

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

4 令和2年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和2年草津市告示第169号）は、廃止する。

別記
様式第1号(第5条第1項関係)

草津市長 宛

年 月 日
申請者 氏名 印
電話番号
住所
配偶者 氏名 印
電話番号

令和3年度草津市結婚新生活支援補助金交付申請書

草津市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻届提出日	年 月 日	
2 交付申請に係る住宅に住式器を置いた日	大 年 月 日 妻 年 月 日	
3 所得	大 円 妻 円 合計 円	
貸与型奨学金返済額	大 円 妻 円 合計 円	
申請時における離婚の有無 ※離婚している場合は○	大 □ 妻 □	
4 非営内訳	契約締結年月日	年 月 日
	家賃	円
	敷金	円
	礼金	円
	共益費	円
	住宅手当等受給額(A)	円
	住宅手当等受給額(B)	円
	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額	円
	領収書記載額(C)	円
引越し	引越年月日	年 月 日
費用(D)	円	
合計(E) (A+B+C+D)	円	
5 補助申請額 ※(E)と限度額(夫婦双方が29歳以下は60万円、それ以外は30万円)を比較し、低い方を記入 ※1.000円未満の端数切捨て	円	

6 同意および確認 ※該当する項目には○を記入 該当しない項目には×を記入	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、草津市役および国民健康保険の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私が私の所得、市税および国民健康保険の納付状況について草津市税務関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村(当該他市区町村を包括する都道府県を含む。)におけるこの補助金と同様の通告による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制による家賃補助を控除して申請しております。 申請者氏名 印 (印)
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、草津市役および国民健康保険の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私が私の所得、市税および国民健康保険の納付状況について草津市税務関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村(当該他市区町村を包括する都道府県を含む。)におけるこの補助金と同様の通告による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制による家賃補助を控除して申請しております。 申請者氏名 印 (印)
7 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協 支店名 本店・支店・出張所
	口座番号	普通 当座 (右づめで記入)
	口座名義人	(7) (7)
8 添付書類	【必須】 <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書(または婚姻後の戸籍謄本) <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 令和3年度(令和2年分)または令和2年度(令和元年分)の所得・課税証明書 <input type="checkbox"/> 本人の口座が特定できるもの(通帳表紙やカード)の写し <input type="checkbox"/> 対象経費の記録がとれる資料(契約書および領収書等)の写し 【該当する場合】 <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの <input type="checkbox"/> 離婚書の写しまたは離婚証明書 <input type="checkbox"/> その他()	

様式第2号(第5条第1項第7号関係)

草津市長 宛

年 月 日
給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号 印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

支給月	住宅手当	支給月	住宅手当
月 月額 円	円	月 月額 円	円
月 月額 円	円	月 月額 円	円
月 月額 円	円	月 月額 円	円
月 月額 円	円	月 月額 円	円
月 月額 円	円	月 月額 円	円

注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給または負担する全ての手当等の月額です。
- 証明が必要となる各月の住宅手当月額を記入してください。
- 法人の場合は生印を、個人事業主の場合は代表者印を押し印してください。

(令和3年5月17日 掲示済み)

草津市告示第195号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条ならびに住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条および第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年5月17日

草津市長 橋川 渉

住所	氏名
草津市野路九丁目14番1-407号 ALTA南草津ビュー	坂本 功
草津市渋川二丁目7番50-B1号 YOSHIDAハイツ	加賀谷 明寛

(令和3年5月17日 掲示済み)

草津市告示第196号

草津市地方税関係法令等に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年5月20日

草津市長 橋川 渉

草津市地方税関係法令等に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市地方税関係法令等に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する要綱（平成21年草津市告示第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 機構 地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに地方団体に対してその地方税に関する事務に関する支援を行い、もって地方税に関する事務の合理化ならびに納税義務および特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的として設立された地方税共同機構をいう。

第2条第1項第2号中「地方税電子化協議会」を「機構」に改め、同項第4号ア中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）」に改め、「第3条」の右に「第1項」を加え、同号ウ中「地方税電子化協議会」を「機構」に改め、同条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」に改める。

第4条第3項中および第6条第1項中「地方税電子化協議会」を「機構」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

番号	申告等
1	地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第1項、第2項、第3項または第8項の規定による徴収の猶予申請書等の提出
2	地方税法第15条の6の2の規定による換価の猶予申請書等の提出
3	地方税法第50条の5および第328条の5第2項の規定による退職所得に係る納入申告書の提出

4	地方税法第50条の9および第328条の14の規定による退職所得者の特別徴収票の提出
5	地方税法第317条の2第9項の規定による法人設立等の申告書の提出
6	地方税法第317条の6第1項および第3項の規定による給与支払報告書の提出
7	地方税法第317条の6第4項の規定による公的年金等支払報告書の提出
8	地方税法第317条の6第2項、第321条の4第5項および第321条の5第3項の規定による給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出
9	地方税法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項および第21項から第23項までの規定による法人市民税の申告書の提出
10	地方税法第321条の13第1項の規定による課税標準の分割に関する明細書の提出
11	地方税法第383条の規定による償却資産申告書等の提出
12	税理士法第30条の規定による税務代理における書面の提出
13	税理士法第33条の2第1項または第2項の規定による審査事項を記載した書面の添付
14	市民税・県民税特別徴収への切替届出書の提出
15	特別徴収義務者所在地・名称変更届出書の提出

付 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行し、改正後の草津市地方税関係法令等に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する要綱の規定は、令和3年2月2日から適用する。

（令和3年5月20日揭示済み）

草津市告示第197号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年5月21日

草津市長 橋川 渉

1 公の施設

名称 (仮称) 草津市立プール
所在地 草津市西大路町外地先

2 指定管理者

名称 草津シティプールPFIサービス株式会社
住所 草津市大路二丁目1番41号
代表者名 代表取締役 鈴木 章夫

3 指定期間

令和6年5月1日から令和21年3月31日まで

(令和3年5月21日揭示済み)

草津市告示第198号

草津市市民税の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年5月21日

草津市長 橋川 渉

草津市市民税の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市市民税の減免に関する取扱要綱(平成8年草津市告示第178号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第9号イ」を「第8号イ」に改める。

第9条第1項第1号中「福祉課」を「福祉事務所等」に改め、同項第3号中「雇用保険受給者資格者証」を「雇用保険受給資格者証」に改め、「民生委員の無職の証明や」を削り、同項第4号中「前年中の所得」を「当該年中の見積合計所得金額が前年中の合計所得金額」に、「所得が激減」を「減少」に改め、同項第8号中「第9号ア」を「第8号イ」に改める。

第13条を次のように改める。

(減免の取消しまたは変更)

第13条 市長は、減免措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その措置を取り消しまたは変更し、その旨を減免決定変更通知書により当該納税義務者に通知するとともに、減免により免れた当該市民税を当該納税義務者から徴収する。

(1) 資力の回復その他の事情の変化によって減免が

不相当となったとき。

(2) 偽りの申請その他不正の行為によって減免の措置を受けたとき。

別表第1中「合計所得金額等」を「合計所得金額」に、「125万円」を「135万円」に、「3ヶ月」を「3月」に、「12ヶ月」を「12月」に、「6ヶ月」を「6月」に、「所得の見積額が前年中の所得」を「見積合計所得金額が前年中の合計所得金額」に改める。

付 則

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

2 改正後の草津市市民税の減免に関する取扱要綱別表第1の規定は令和3年度分以降の市民税に適用し、それ以前の減免申請については、なお従前の例による。

(令和3年5月21日揭示済み)

草津市告示第199号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月28日

草津市長 橋川 渉

1 期 日 令和3年6月4日

2 場 所 草津市議会議場

(令和3年5月28日揭示済み)

草津市告示第200号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和3年6月1日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
デイサービス てるてる元町	滋賀県草津市草津一丁目11番18号	特定非営利活動法人 NPO子どもネットワークセンター 天気村 滋賀県草津市東草津一丁目11番15号	代表理事 山田 貴子 滋賀県栗東市小柿八丁目6番11号	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和3年6月15日	2590600041

(令和3年6月1日揭示済み)

草津市告示第201号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年6月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 10件
- (2) 固定資産税・都市計画税督促状 1件
- (3) 国民健康保険税督促状 43件
- (4) 差押調書（謄本） 5件
- (5) 配当計算書（謄本） 2件

計61件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年6月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 市・県民税, 固定資産税・都市計画税, 国民健康保険税. Contains 43 entries of individuals and their tax information.

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 5 entries related to writs of attachment and public notice recipients.

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 2 entries related to dividend calculation sheets and public notice recipients.

(令和3年6月1日揭示済み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年5月21日

草津市長 橋 川 渉

(2) 工事名 市営住宅屋根改修工事(その2)

(3) 工事場所 草津市木川町他

(4) 工事概要 2階勾配屋根葺替え工事

1階勾配屋根葺替え工事

その他工事

塩ビ波板葺替え(塗装補修含む)

樋の撤去・新設

テレビ共聴設備改修

(5) 工事期間 契約締結日から令和4年3月25日まで

1 工事概要等

(1) 契約番号 5031-030

2 予定価格 126,013,000円(税抜き)

- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。
草津市西渋川一丁目16番43号
森野設計株式会社
なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。
- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和3年度において建築工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、建築工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
- ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねるこ

とができる。

イ 主任技術者は、1級建築施工管理技士または、これと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免状を有する者または国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年5月21日午前9時から令和3年6月18日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年5月21日午前9時から令和3年6月8日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年6月10日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年6月21日午前9時から令和3年6月22日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信するこ

と。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。

(ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

(イ) 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

(ウ) 建築一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

(エ) 主任技術者（監理技術者）の一級建築士免許証の写し、1級建築施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写しまたは国土交通大臣もしくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者の認定証の写し

(オ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

(カ) 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

(キ) 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

(ク) 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和3年6月23日 午前10時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応募者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和3年5月21日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年5月26日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町972番地102 リバーサイドテラス 大野 知之、大野 百合子	草津市岡本町字澤口358番10	165.50㎡	R3.5.26	1543

(令和3年5月26日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和3年5月26日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市青地町1121番地1 グランボナール 101号 福本 将士	草津市岡本町字澤口358番4 外1筆	451.78㎡	R3.5.26	1544

(令和3年5月26日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
を交付した。

令和3年5月26日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市草津三丁目3番18号 田村 勝彦	草津市南山田町字里中806番	267,72㎡	R3.5.26	1545

(令和3年5月26日揭示済み)

公 告

農業振興地域整備計画変更縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、草津農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する第12条の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和3年5月27日

草津市長 橋 川 渉

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
草津農業振興地域整備計画
- 2 変更した内容
草津農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更
- 3 縦覧場所
草津市役所 環境経済部 農林水産課（4階）
草津市草津三丁目13番30号

(令和3年5月27日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年5月28日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-025
- (2) 工事名 常盤団地A棟長寿命化工事（機械）
- (3) 工事場所 草津市志那中町
- (4) 工事概要 大規模改修工事
規模 PC造 4階建て（24戸）
建築面積 334.28㎡
延床面積 1337.11㎡
内容 換気・衛生器具・給排水・ガス設備の更新、給湯設備の設置、その他付帯工一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日まで
- 2 予定価格 65,452,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面

において関連がある建設業者でないこと。

京都市下京区四条通り高倉西入立売西町82

株式会社地域計画建築研究所

草津市北大萱町590番地

土野池建築設計事務所

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において管工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、管工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年5月28日午前9時から令和3年6月25日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年5月28日午前9時から令和3年6月15日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年6月17日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年6月28日午前9時から令和3年6月29日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 管工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級管工事施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和3年6月30日 午前10時00分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応募者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
なお、前金払の請求は実工期の始期日より前にはできない。

- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則に

より行う。

- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和3年5月28日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年5月28日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5031-031
- (2) 工事名 西矢倉三丁目配水管更新工事
- (3) 工事場所 草津市西矢倉三丁目他
- (4) 工事概要 開削工 本設管 ダクタイル鋳鉄管
 ϕ 150mm L=346.0m
 ϕ 100mm L= 17.4m
 ϕ 75mm L= 49.1m
 配水管ポリエチレン管
 ϕ 100mm L=325.6m
 ϕ 75mm L=367.4m
 ϕ 50mm L= 2.3m
 空気弁
 ϕ 25mm N=4基
 消火栓
 ϕ 75mm N=6基
- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年2月28日まで
- 2 予定価格 130,060,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
 また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。
- 5 入札の参加希望に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市矢橋町649番地

株式会社西日本技術コンサルタント

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和3年度において水道施設工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和3年度の格付けにおいて、水道施設工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。
 - ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。
 - イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
 - ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。
 - エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。
- 6 設計図書等の配布
 - (1) 配布期間 令和3年5月28日午前9時から令和3年6月18日午後5時まで
 - (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。
- 7 設計図書等に対する質疑
 - (1) 受付期間 令和3年5月28日午前9時から令和3年6月10日午後5時まで

- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和3年6月14日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和3年6月21日午前9時から令和3年6月22日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。
ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）
イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し
エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し
オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し
カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し
キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料
ク 見積内訳書
- (5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする

る。

9 開札

- (1) 開札日時 令和3年6月23日午前10時30分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明

無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金

免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払

可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払

可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払

可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金

要 落札金額の10%以上の契約

保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和3年5月28日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年5月31日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市目川1422番地 (D-202号) モンヴィーナス 木下 勇介	草津市矢橋町字馬場962番3 外2筆	231,42㎡	R3.5.31	1546

(令和3年5月31日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第16号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和3年6月24日(木) 午後3時00分
- 2 場 所 市役所6階教育委員会室

(令和3年6月1日掲示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和3年6月1日現在において、次のとお

りである。

令和3年6月1日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬場 敏一

50分の1の数	2,189人
6分の1の数	18,235人
3分の1の数	36,470人

(令和3年6月1日掲示済み)

草選委告示第5号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までにあった公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の2第1項および第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、同法第28条の4第7項の規定により公表する。

令和3年6月1日

草津市選挙管理委員会

委員長 馬場 敏一

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧の状況別紙のとおり

NO.	申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称および代表者または管理人）		利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地
	氏名、名称	代表者、管理人				
1	株式会社 地域社会研究所	代表取締役社長 大橋 浩	滋賀県政世論調査の調査対象者を抽出するため	6月2日	県内に住む18歳以上の男女 272件	京都府京都市中京区 蛸薬師通烏丸西入橋 弁慶町228番地 アオイビル
2	一般社団法人 共同通信社	社長 水谷 亨	日本世論調査会の政治・選挙に関する世論調査の対象者抽出のため	9月28日	第9投票区、第15投票区、第30投票区	東京都港区東新橋 1-7-1

(令和3年6月1日掲示済み)

草選委告示第6号

草津市選挙管理委員会規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬 場 敏 一

記

草津市選挙管理委員会規程等の一部を改正する規程

(草津市選挙管理委員会規程の一部改正)

第1条 草津市選挙管理委員会規程（昭和57年草津市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「様」を「宛」に改め、「㊦」を削る。

(草津市選挙管理委員会事務処理規程の一部改正)

第2条 草津市選挙管理委員会事務処理規程（昭和57年草津市選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中管守者または責任者印の欄を削る。

(草津市公職選挙執行規程の一部改正)

第3条 草津市公職選挙執行規程（昭和58年草津市選

挙管理委員会告示第55号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「様」を「宛」に改め、「㊦」を削り、同様式備考に次の1項を加える。

3 候補者本人または推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人または推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第2号および別記様式第3号中「㊦」を削る。

別記様式第9号中「様」を「宛」に改め、「㊦」を削り、同様式備考に次の1項を加える。

4 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第9号の2その1中「様」を「宛」に改め、「印」を削り、同様式備考に次の1項を加える。

3 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記様式第9号の2その2中「様」を「宛」に改め、「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記様式第9号の2その3中「様」を「宛」に改め、「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記様式第9号の3その1中「様」を「宛」に改め、「印」を削り、同様式備考に次の1項を加える。

- 4 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記様式第9号の3その2中「様」を「宛」に改

め、「印」を削り、同様式備考に次の1項を加える。

- 4 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記様式第9号の3その3中「様」を「宛」に改め、「印」を削り、同様式備考に次の1項を加える。

- 4 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記様式第9号の5から別記様式第9号の7までの規定中「印」を削る。

別記様式第9号の8中「様」を「宛」に改める。

別記様式第9号の9中「様」を「宛」に改め、「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第9号の11中「氏名 印」を「氏名 」に、「取扱者印」を「取扱者」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が証紙の交付を受ける場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が証紙の交付を受ける場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第12号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 受領者本人が提出する場合にあつては本人確

認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、受領者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第19号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 施設管理者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、施設管理者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第21号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式備考に次の1項を加える。

3 施設管理者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、施設管理者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第22号その1中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、
「注 公職選挙法施行令第119条第3項の規定によりみずから設備の付加をした場合は、次の余白に記載すること。」を

「注 1 公職選挙法施行令第119条第3項の規定によりみずから設備の付加をした場合は、次の余白に記載すること。」を

2 候補者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。」に

改める。

別記様式第22号その2中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、

「注 公職選挙法施行令第119条第3項の規定によりみずから設備の付加をした場合は、次の余白に記載すること。」を

「注 1 公職選挙法施行令第119条第3項の規定によりみずから設備の付加をした場合

は、次の余白に記載すること。

2 候補者届出政党の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。」に

改める。

別記様式第22号その3中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、

「注 公職選挙法施行令第119条第3項の規定によりみずから設備の付加をした場合は、次の余白に記載すること。」を

「注 1 公職選挙法施行令第119条第3項の規定によりみずから設備の付加をした場合は、次の余白に記載すること。」を

2 名簿届出政党等の代表者本人が申し出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申し出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。」に

改める。

別記様式第24号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人または政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人または政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第27号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置

がある場合は、この限りではない。

別記様式第28号中「印」を削る。

別記様式第29号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第30号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式備考に次の1項を加える。

4 候補者本人または推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人または推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第31号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式備考に次の1項を加える。

3 候補者本人または推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、候補者本人または推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第32号中「㊟」を削る。

別記様式第33号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 申請者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、申請者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第36号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本

人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第42号中「様」を「宛」に改め、「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第43号中「様」を「宛」に改め、「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第45号その1中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

1 「公職の種類」には、草津市長および草津市議会議員の区分により、その職にある者にあつては「草津市長（現職）」、その職の候補者になろうとする者にあつては「草津市長（立候補予定）」の例により記載すること。

2 公職の候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第45号その2中「様」を「宛」に改め、「㊟」および「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

1 「公職の種類」には、草津市長および草津市議会議員の区分により、その職にある者にあつては「草津市長（現職）」、その職の候補者になろうとする者にあつては「草津市長（立候補予定）」の例により記載すること。

2 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第46号中「様」を「宛」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。
備考 公職の候補者等本人または後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人または後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

別記様式第47号中「様」を「宛」に改め、「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 破損・汚損の場合は当該証紙を添付すること。
- 2 公職の候補者等本人または後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人または後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。
(草津市選挙管理委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する規程の廃止)
- 2 草津市選挙管理委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する規程(令和3年草津市選挙管理委員会告示第2号)は、廃止する。

(令和3年6月1日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第5号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年6月1日

草津市農業委員会

会長 山本英裕

- 1 期 日 令和3年6月10日(木) 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)
 - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
 - 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について(報告)
 - 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和3年6月1日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第15号

草津市指定下水道工事店の取消について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定について、辞退により取り消したので、草津市指定下水道工事店規程(平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号)第11条第2号の規定により告示する。

令和3年5月25日

草津市長 橋川 涉

指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地
1019	桐田設備工業株式会社	山中 豊	大津市大門通13番9号

(令和3年5月25日掲示済み)

草津市上下水道事業告示第16号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1308	吉原設備工業	吉原 真吾	長浜市西上坂町1228-1	0749-63-8846

2 指定有効期間

令和3年6月1日から令和8年5月31日まで

(令和3年6月1日掲示済み)

草津市上下水道事業告示第17号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第1号の規定により告示する。

令和3年6月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1308	吉原設備工業	吉原 真吾	長浜市西上坂町1228-1	0749-63-8846

2 指定有効期間

令和3年6月1日から令和8年5月31日まで

(令和3年6月1日掲示済み)

